

「令和6年度消費者被害防止のための高齢者等見守り講座の実施業務」業務委託企画提案募集要項

1 目的

この要項は、「令和6年度消費者被害防止のための高齢者等見守り講座の実施業務」に係る企画提案の応募について、必要な事項を定めるものです。

2 実施方法

本業務は、受託を希望する法人から企画提案を募り、選考等を経て1法人を決定し、業務委託として実施します。

3 応募資格

この事業に応募できる法人は、公益法人、一般社団法人、一般財団法人、民間企業及びNPO法人等で、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 事業の適正な遂行に必要な組織・人員を有すること。
- (2) 消費生活に関する活動(研修等)について実績があること。
- (3) 定款又は規約等を有し、責任者が明確であること。
- (4) 県内又は近隣都県に事務所を有すること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした法人ではないこと。
- (6) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人ではないこと。
- (7) 次に掲げるいずれにも該当しない者。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であって、次のいずれかに該当する者。

- ① 法人の役員等(役員又は事業者の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下、「役員等」という。)が暴力団員である者。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ⑥ ①から⑤のいずれかの依頼を受けて応募しようとする者。

4 委託業務の概要

- (1) 業務名 「令和6年度消費者被害防止のための高齢者等見守り講座の実施業務」
- (2) 業務内容 別添「『令和6年度消費者被害防止のための高齢者等見守り講座の実施業務』業務委託に係る企画提案仕様書」のとおり
- (3) 予算額(委託金額の上限) 2,169,552円(消費税及び地方消費税込み)
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和7年3月3日まで

5 応募方法(企画提案書の提出)等

(1)応募提出書類

以下の書類を正本1部、副本6部(コピー可)提出して下さい。

- ① 「令和6年度消費者被害防止のための高齢者等見守り講座の実施業務」業務委託企画提案応募書（様式第1号から第6号）
- ② 応募資格誓約書兼確認書（様式第7号）
- ③ 役員等名簿（様式第8号）
- ④ 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- ⑤ 法人登記事項証明書(応募の日から6か月以内に発行されたもの)
- ⑥ 最近1年間の収支計算書及び貸借対照表
- ⑦ 法人の概要等が記載されたパンフレットなど

(2)提出先及び提出方法

○提出先

千葉県消費者センター

「令和6年度消費者被害防止のための高齢者等見守り講座の実施業務」担当

〒273-0014 千葉県船橋市高瀬町66-18

電話：047-431-3811

○提出方法

郵送の場合は、提出期限の午後5時までに必着するよう提出願います。

持参の場合は、午前8時30分から午後5時までに提出願います。（土曜日・日曜日、祝祭日を除く。）

○提出期限 令和6年7月5日（金）

6 質問の受付及び回答

(1)受付方法

本件に関する質問は、すべて別紙様式「質問書」により行うものとし、「11 問い合わせ及び連絡先」にメールにて提出してください。ただし、提案の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けません。

(2)提出期限

令和6年6月19日（水）午後5時[必着]

(3)回答

質問に対する回答は、令和6年6月26日（水）までに、質問者に対してメールにより回答します。また（2）の期限以降に、質問及び回答をホームページに掲載します。ただし、特定の個人に関する情報、法人等情報に関する内容が含まれる質問及び回答はホームページには掲載しません。

7 選考方法

- (1)応募法人からの提案内容について、応募書類とプレゼンテーションを、別紙「評価基準」により審査し、委託候補法人を選定します。
- (2)プレゼンテーションの日程については、応募の申し出のあった法人に対して別途連絡します。（9月頃に開催予定）
なお、プレゼンテーションは応募書類のみで行うこととします。
- (3)選考結果については、応募法人へ文書で通知します。

8 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とします。

ア 応募資格の無い者が提案したとき。

- イ 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。
- ウ 本要項に適合しない書類を作成し、提出したとき。
- エ 虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- オ 提案に関連して、談合等の不正行為があったとき。
- カ 重要な文書の誤脱があったとき。
- キ 第三者の有する著作権、意匠権その他知的財産権を侵害し、または侵害するおそれがあると認められるとき。
- ク 上に掲げるもののほか、提出書類の記載不備等により県が無効であると判断したとき。

9 委託契約

県は、企画提案に基づき委託候補法人と委託業務に係る具体的な講座内容等について協議を行い、この結果、県と委託候補法人との間で委託事業内容及び委託金額について合意に達した場合に、委託契約を締結します。

(1) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月3日まで

(2) 契約に当たっての主な留意事項

- ①契約に当たっては、協議の上、企画提案内容の一部を変更させていただく場合があります。
- ②契約に当たっては、千葉県財務規則(以下、「規則」という。)第99条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金が必要です。(ただし、規則第99条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。)
- ③委託費の支払いについては、原則として精算払とします。
- ④委託業務の全部を第三者に再委託することはできません。ただし、事前に県の承諾を得た上で、委託業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。

10 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提案及び契約手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出された書類は、必要に応じて複写することができます。なお、書類の使用目的は、県庁内及び選考委員会での検討に限ります。
- (4) 提出された書類は、情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することができます。
- (5) この提案に要する経費は、全て応募者の負担とします。
- (6) 受託後の注意事項
 - ①県は、本委託業務の実施状況について、必要に応じて受託法人に説明及び報告を求め、又はこれに関する帳簿その他関係書類を閲覧・調査することができます。
 - ②県は、受託法人がこの業務を遂行することに不適格であると認めたときは委託契約を解除することができます。
 - ③本委託業務の実施に当たっては、県と十分協議を行いながら、業務を遂行するものとします。なお、事業内容については、協議により変更・修正する場合があります。また、県から指示があった場合には、その指示に従い業務を実施していただきます。
 - ④受託法人及び事務従事者は、個人情報等の業務上知り得た秘密を第三者に漏らし

てはいけません。

11 問い合わせ及び連絡先

千葉県消費者センター 担当 木島
〒273-0014 千葉県船橋市高瀬町66-18
電話：047-431-3811
Eメール：consumer01@mz.pref.chiba.lg.jp

「令和6年度消費者被害防止のための高齢者等見守り講座の実施業務」業務委託企画提案評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準
1 業務遂行体制	(1)講座の管理・運営体制	講座を実施する上で必要な人員などの管理・運営体制が整っており、緊急時も対応できるか。
	(2)講座の実施に関する活動実績	これまでの活動実績を、十分活用する事が見込まれるか。
	(3)法人の財務状況	法人の財務状況は、本業務を遂行する上で安定したものとなっているか。
2 経費	経費見積	各経費項目にて、必要とされる相当金額が計上され、適正な金額となっているか。
3 企画提案内容	(1)実施にあたっての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○業務の趣旨や目的を理解し、成果等を十分期待できるか。 ○会場の選定や受講者の募集において、受講者を増やすための工夫はあるか。
	(2)講座内容	<ul style="list-style-type: none"> ○次の項目が配置されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等における消費者被害の現状に関すること ・高齢者等が陥りやすい消費者被害の事例に関すること ・高齢者等の消費者被害に係る気付きのポイントに関すること ・高齢者等の消費者被害に気付いた時の対応、連絡先・連絡方法に関すること ○受講者の意欲を高め、学習効果を高める工夫はあるか。
	(3)講師・教材	<ul style="list-style-type: none"> ○適任の講師を選任することが期待できるか。 ○適切な教材を使用することが期待できるか。